

社会福祉法人きょうされん

役員・評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きょうされん(以下「本会」という。)の定款第8条および第21条の規定に基づき役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の仕事を行うために本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)などの経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席(オンライン会議等での参加、決議の省略による場合を含む)の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国または地方公共団体の職と兼務する評議員には支給しない。

2 常勤役員に対しては、本会の給与規程に基づき給与を支給し、本規程による報酬は支給しない。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席(オンライン会議等での参加、決議の省略による場合を含む)の都度、別表2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国または地方公共団体の職と兼務する非常勤職員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条に規定する報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。ただし、本人が希望する場合は、現金で支給することができる。

(費用の弁償)

第5条 評議員及び役員に対しては 費用を弁償する。

2 費用の弁償は実費とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。ただし、本人が希望する場合は、現金で支給することができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和4年4月1日より適用する。

別表1 評議員の報酬

役職	参加形態	報酬日額 (一人あたり)	年度総額 (一人あたり)
評議員	出席・オンライン会議での参加	10,000 円	30,000 円
	決議の省略	支給無し	

別表2 非常勤役員の報酬

役職	参加形態	報酬日額 (一人あたり)	年度総額 (一人あたり)
理事長	出席・オンライン会議での参加	10,000 円	100,000 円
	決議の省略	支給無し	
常務理事	出席・オンライン会議での参加	10,000 円	100,000 円
	決議の省略	支給無し	
理事	出席・オンライン会議での参加	10,000 円	100,000 円
	決議の省略	支給無し	
監事	出席・オンライン会議での参加	10,000 円	100,000 円
	決議の省略	支給無し	
	監事監査	10,000円	